所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。当施設では、所定疾患療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全な生活へと繋げていく所存です。つきましては、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況について公表いたします。

算 定 要 件

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が適切に行われた場合に1回に連続する10日を限度とし月1回に限り算定する。1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。（当施設勤務医は研修を受けております）

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状況の状態は次のとおりであること。

イ肺炎　ロ尿路感染症　ハ帯状疱疹　ニ蜂窩織炎　ホ慢性心不全の増悪

算定するにあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診察記録に記載しておくこと。

当該加算の算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表すること。

令和7年度　所定疾患施設療養費状況（令和7年4月～令和8年3月）

		R7								R8				
全　体		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
所定疾患施設療養費	人数	5	8	5	4	5	6	1	4	6	4	6	5	59
	日数	21	46	33	25	30	35	7	31	40	28	40	31	367
内　訳														合 計
肺炎	人数	1	1	0	1	2	1	0	0	4	3	5	0	18
	日数	3	1	0	5	8	5	0	0	28	18	35	0	103
尿路感染	人数	4	6	4	3	3	4	1	4	2	1	1	5	38
	日数	18	42	25	20	22	23	7	31	12	10	5	31	246
帯状疱疹	人数	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	日数	0	0	8	0	0	7	0	0	0	0	0	0	15
蜂窩織炎	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
慢性心不全の増悪	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0